

意見書

平成 22 年 8 月 20 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「電気通信事業分野における競争状況の評価 2009（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

【本提出書に関する連絡先】

電話番号

FAX 番号

章	頁	意見
評価結果の概要	3	<p>3. 1. 定点的評価のポイント (1)市場集中度とシェア</p> <p>【総務省案】</p> <p>NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えており、特にFTTHのシェア急増が顕著となっている。また、市場集中度が高い多くの市場において、NTTグループのシェアが高い傾向にある。</p> <p>【意見】</p> <p>FTTHにおけるNTTグループのシェアの増加は、74.1%から74.4%と対前年度+0.3ポイントであり、2頁の図表1においても、表中の矢印で「→」と評価されていることから、本文中におけるFTTHのシェアは「急増が顕著」ではなく「横ばい」との記述に修正願います。</p>

章	頁	意見
I 固定 電話 領域	24 頁 25 頁	<p>第2章 固定電話領域の主要指標の分析 1. 市場の規模 (2)市場の集中度 2)中継電話市場(部分市場)</p> <p>【総務省案】</p> <p>中継電話については、契約数における事業者シェアの他に、通信量(通信回数、通信時間)における事業者シェアを把握することが可能である。そこで、市内通話、県内市外通話、県外通話に係る通信量におけるNTTグループ(NTT東西及びNTTコミュニケーションズ)のシェアの推移を通信回数と通信時間の別に見ると、09年3月末時点で市内通話が77.7%(通信回数)と79.7%(通信時間)、県内市外通話が61.6%(通信回数)と65.5%(通信時間)、県外通話が50.8%(通信回数)と51.7%(通信時間)となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東日本、NTT西日本、NTTコミュニケーションズは再編成以後、別会社として事業運営を行っており、競争評価にあたってはそれぞれ別個の事業者として取り扱うべきであると考えます。</p> <p>したがって、契約数と同様に、通信量においても会社別の内訳を記載していただきたいと考えます。</p> <p>例えば県内市外通信におけるNTTグループの通信量シェアは本報告書案では61.6%となっておりますが、NTT東西とNTTコミュニケーションズを分計した場合、当社公表値によると、NTT東西の通信量シェアは34.9%となります。通信量部分の競争状況を適切に示すため、NTTグループのシェアのみならず、NTT東西の数値を明記願います。</p> <p>また、通信量シェアを示している図表 I - 28～31についても、例えば下記に示す図のとおり、NTT東西の数値を明記するよう修正願います。</p>

章	頁	意見																																																																						
		<p style="text-align: center;">通信量(通信回数)によるNTTシェアの推移(県内市外通話)の修正例</p> <p>(億回)</p> <table border="1"> <caption>NTTシェア推移 (修正前)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>NTT (億回)</th> <th>NTTシェア (%)</th> <th>NCC (億回)</th> <th>NCCシェア (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.3</td> <td>57.7</td> <td>58.3%</td> <td>41.3</td> <td>41.7%</td> </tr> <tr> <td>H18.3</td> <td>54.8</td> <td>61.5%</td> <td>34.3</td> <td>38.5%</td> </tr> <tr> <td>H19.3</td> <td>50.0</td> <td>60.9%</td> <td>32.1</td> <td>39.1%</td> </tr> <tr> <td>H20.3</td> <td>44.1</td> <td>61.6%</td> <td>27.4</td> <td>38.4%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>NTTシェア推移 (修正後)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>NTT東西 (億回)</th> <th>NTT東西シェア (%)</th> <th>NTTコミュニケーションズ (億回)</th> <th>NTTコミュニケーションズシェア (%)</th> <th>NTTグループ計 (億回)</th> <th>NTTグループ計シェア (%)</th> <th>NCC (億回)</th> <th>NCCシェア (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17.3</td> <td>43.9</td> <td>44.4%</td> <td>13.8</td> <td>13.9%</td> <td>57.7</td> <td>58.3%</td> <td>41.3</td> <td>41.7%</td> </tr> <tr> <td>H18.3</td> <td>37.3</td> <td>41.9%</td> <td>17.5</td> <td>19.6%</td> <td>54.8</td> <td>61.5%</td> <td>34.3</td> <td>38.5%</td> </tr> <tr> <td>H19.3</td> <td>30.7</td> <td>37.4%</td> <td>19.3</td> <td>23.5%</td> <td>50.0</td> <td>60.9%</td> <td>32.1</td> <td>39.1%</td> </tr> <tr> <td>H20.3</td> <td>24.9</td> <td>34.9%</td> <td>19.2</td> <td>26.8%</td> <td>44.1</td> <td>61.6%</td> <td>27.4</td> <td>38.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) グラフ中の数値については、NTT東西公表値に基づいている</p>	年度	NTT (億回)	NTTシェア (%)	NCC (億回)	NCCシェア (%)	H17.3	57.7	58.3%	41.3	41.7%	H18.3	54.8	61.5%	34.3	38.5%	H19.3	50.0	60.9%	32.1	39.1%	H20.3	44.1	61.6%	27.4	38.4%	年度	NTT東西 (億回)	NTT東西シェア (%)	NTTコミュニケーションズ (億回)	NTTコミュニケーションズシェア (%)	NTTグループ計 (億回)	NTTグループ計シェア (%)	NCC (億回)	NCCシェア (%)	H17.3	43.9	44.4%	13.8	13.9%	57.7	58.3%	41.3	41.7%	H18.3	37.3	41.9%	17.5	19.6%	54.8	61.5%	34.3	38.5%	H19.3	30.7	37.4%	19.3	23.5%	50.0	60.9%	32.1	39.1%	H20.3	24.9	34.9%	19.2	26.8%	44.1	61.6%	27.4	38.4%
年度	NTT (億回)	NTTシェア (%)	NCC (億回)	NCCシェア (%)																																																																				
H17.3	57.7	58.3%	41.3	41.7%																																																																				
H18.3	54.8	61.5%	34.3	38.5%																																																																				
H19.3	50.0	60.9%	32.1	39.1%																																																																				
H20.3	44.1	61.6%	27.4	38.4%																																																																				
年度	NTT東西 (億回)	NTT東西シェア (%)	NTTコミュニケーションズ (億回)	NTTコミュニケーションズシェア (%)	NTTグループ計 (億回)	NTTグループ計シェア (%)	NCC (億回)	NCCシェア (%)																																																																
H17.3	43.9	44.4%	13.8	13.9%	57.7	58.3%	41.3	41.7%																																																																
H18.3	37.3	41.9%	17.5	19.6%	54.8	61.5%	34.3	38.5%																																																																
H19.3	30.7	37.4%	19.3	23.5%	50.0	60.9%	32.1	39.1%																																																																
H20.3	24.9	34.9%	19.2	26.8%	44.1	61.6%	27.4	38.4%																																																																

章	頁	意見
Ⅲ インター ネット 接続 領域	27 頁	<p>第3章 部分市場としてのADSL市場の主要指標の分析 3. 競争状況の評価 (2)市場支配力 1)市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、ソフトバンクBBは市場支配力を単独で行使し得る地位にはないが、NTT東西については市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a)量的基準</p> <p>ADSL市場における10年3月末時点の契約数シェアは、ソフトバンクBBが1位(38.7%)、2位のNTT東西(34.8%)である。</p> <p>b)その他の主な判断要素</p> <p>加入者回線のうち、ADSLに用いられるメタル回線に占めるNTT東西のシェアは99.9%(10年3月末時点)を占める。</p> <p>競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。</p> <p>NTT東西が保有するメタル回線に係わるネットワークにおける加入アクセス部分は独占的であり、一定の競争ルールの存在がなければ、契約数シェア1位のソフトバンクBBであっても継続的なサービスの提供が困難となる可能性がある。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能な立場になく、現に競争事業者に影響を与えている事実もありませんので、「競争事業者によるADSLのサービス提供は、NTT東西の加入者回線の開放に依存する部分が大きく、NTT東西は、当該設備の利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能な立場にある。」との記述は事実と反することから、小売市場においてシェア2位のNTT東西が市場支配力を単独で行使し得る地位にあるとの評価は不適切であると考えます。</p>

章	頁	意見
Ⅲ インターネット 接続 領域	52 頁	<p>第4章 部分市場としての FTTH 市場の主要指標の分析 6. 競争状況の評価 (2)市場支配力 2)市場支配力の行使</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においてはNTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないが、固定電話市場からのレバレッジの懸念等があると評価する。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。</p> <p>また、市場環境についてみると、ブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在している。</p> <p>しかしながら、NTT東西は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もあり、OABJ-IP電話とのセット提供やNTT加入電話の顧客情報を用いた営業など、NTT東西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配を行使することへの懸念がある。</p> <p>【意見】</p> <p>当社は、お客様情報の保護、目的外利用の禁止等について適切な措置を講じており、顧客情報の利用について競争事業者に対して優位である事実はなく、「固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある」との指摘は具体的な根拠がないことから、当該記述は削除の上、下記のとおり修正願います。</p> <p>(修正案)</p> <p>以下の要素等を総合的に勘案し、現行の規制や市場環境下においてはNTT東西が単独で市場支配力を行使する可能性は高くないと評価する。</p> <p>NTT東西には、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制が適用されており、市場支配力の行使を抑止・牽制するための一定の歯止めとなる措置が講じられている。</p> <p>また、市場環境についてみると、ブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在している。</p>

章	頁	意見
IV 法人 向け ネットワーク サービス 領域	22 頁	<p>第4章 専用サービス市場の主要資料の分析 2. 競争状況の分析 (2)事業者シェア</p> <p>【総務省案】 事業者シェアの推移を見ると、NTT東日本、西日本双方共にシェアは近年増加傾向にある。NTT東西合わせて09年3月末時点で91.3%と依然高いシェアを占めており、ほぼ独占的な状況が続いている。</p> <p>【意見】 当該シェアに含まれているIPルーティング網接続専用サービスは、競争事業者のFTTHサービス等に用いられる接続専用回線(加入ダークファイバ)であり、接続専用回線を除く専用サービスにおけるNTT東西のシェアが、2006年度末:68.2%、2007年度末:56.3%、2008年度末:54.6%と減少傾向が継続していることを考慮すると、NTT東西が市場においてほぼ独占的な状況が続いているとの記述は不適切であると考えます。 以上を踏まえて、以下のとおり修正願います。</p> <p>(修正案) 専用サービス市場におけるNTT東西のシェアは、図表IV-22に示したとおり、09年3月末時点で接続専用回線を除き54.6%であり、減少傾向が顕著である。</p>

章	頁	意見
IV 法人 向け ネットワーク サービス 領域	26 頁	<p>第4章 専用サービス市場の主要資料の分析 3. 競争状況の評価 (2)市場支配力 1)市場支配力の存在</p> <p>【総務省案】</p> <p>以下の判断要素等を総合的に勘案し、NTT東西は単独で市場支配力を行使し得る地位にあると評価する。</p> <p>a) 量的基準</p> <p>接続専用回線を除く専用サービスの契約数のNTT東西のシェアは09年3月末時点で54.6%である。</p> <p>b) その他の主な判断要素</p> <p>NTT東西は、契約数において大きな市場シェアを占めているだけではなく、設備面でも引き続きシェアが大きい。10年3月時点で、メタルと光ファイバ等を合わせた加入者回線数シェアは87.9%、光ファイバのみを見ても77.3%、メタルのみを見ると99.9%である。</p> <p>競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。</p> <p>【意見】</p> <p>当社設備の利用に係る接続ルールについては、総務省の情報通信審議会・研究会等のオープンな場における議論を積み重ねてきた結果、一定の整理が図られているものと認識しています。</p> <p>当社はそのルールに則って徹底したオープン化を行っており、設備利用に係る各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えている事実はなく、「競争事業者がサービスを提供する際に、NTT東西の設備を借り受けることが必要な場合があり、この設備利用に対する各種手続等を通じて、競争事業者に影響を与えることが可能である。」との記述は、客観性・中立性を欠いていることから削除願います。</p>